様式第１０号（第１２条関係）

**一般廃棄物処分業許可（更新）申請書**

年　　　　月　　　　日

大分市長　　　　　　　　殿

住所

氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名

電話

　廃棄物の処理及び清掃に関する法律第７条第６項（第７項）の規定により、一般廃棄物処分業の許可（許可の更新）を受けたいので、次のとおり申請します。

|  |  |
| --- | --- |
| 事　業　の　範　囲 | 事業系ごみ（中間処理（破砕））**［注１］** |
| 一般廃棄物の種類 | 木くず、紙くず　**［注２］**  保管施設　☑　あり　□　なし　**［注３］** |
| 主たる事務所以外の事務所及び事業場の所在地 | 事務所  大分市大字○○番地××**［注４］** |
| 事業場 |
| 処　分　の　方　法 | 1. 破砕施設による木くずの破砕　**［注５］** 2. 移動式破砕施設による紙くずの破砕   圧縮・梱包施設による紙くずの圧縮・梱包 |

（裏面）

|  |  |
| --- | --- |
| 事業の用に供する施設及び器材の種類及び数量 | 1. 破砕処理施設：（株）○○製ウッドチッパー××型**［注６］**   数量：２台   1. 移動式破砕施設   数量：１台   1. 圧縮・梱包施設   数量：１台 |
| 事業の用に供する処理施設の設置場所及び処理能力（最終処分場の場合は、埋立地の面積及び埋立容量） | 1. 破砕処理施設（１台）**［注７］**   設置場所：大分市大字○○番地××  処理能力：木くず１０ｔ／日（８時間）   1. 移動式破砕処理施設（１台）   設置場所：大分市大字○○番地××  処理能力：紙くず４．８ｔ／日（８時間）   1. 圧縮・梱包施設   設置場所：大分市○○町△△番××号  処理能力：紙くず３ｔ／日（８時間） |
| 事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要 | 処理施設の処理方法**［注８］**   1. ○○製　カッタードラム回転破砕方式 2. ○○製　シュレッター破砕方式 3. 油圧式　圧縮結束方式   構造及び設備の概要   1. 自走式破砕機、油圧駆動システム、二重刃構造等。   詳しくは、別添「仕様書」を参照   1. 車輌内にシュレッターを搭載。詳しくは、別添「仕様書」   を参照。   1. 別添「仕様書」を参照 |
| 処分（最終処分を除く。）後の一般廃棄物の処理方法 | 処理方法**［注９］**   1. 破砕機により木くずが破砕され、木材チップとしての堆肥の原料、合成ボード原料等として再資源化のため、○○会社へ売却いたします。 2. シュレッターにより紙くずが裁断され、その後、弊社の圧縮梱包施設で圧縮・梱包されたのち、再資源化○○会社へ引き渡されます。 3. 圧縮・梱包処理した古紙類は、再生紙原料として大分市内の○○製紙会社へ売却いたします。 |

注１　事業系ごみの中間処理を行う場合、事業系ごみ（中間処理（○○））と記入してください。（　　）内には、処理の方法を記入して下さい。

(例：中間処理として、破砕施設を用いて、事業系ごみである木くずの破砕を行う場合 →事業系ごみ（中間処理（破砕））

注２　一般廃棄物の種類として、どのようなものを処理するかを記入してください。

注３　保管施設を設ける場合は、保管施設　ありの方にチェックして下さい。保管施設を設ける場合は、「保管施設に関する調書」「保管施設（立面図）」「保管施設（配置図）」の提出が必要です。

注４　支店、営業所、出張所、事業場など、すべて記入してください。

注５　具体的な処分の方法を記入してください。

（例：中間処理として、破砕施設を用いて、木くずの破砕を行う場合→破砕施設による木くずの破砕）

施設が複数ある場合は、施設毎に①○○施設　②××施設　と別に標記して下さい。

また、標記した番号が他の記載事項と符合するようにしてください。

（例：処分の方法の欄で圧縮・梱包施設による紙くずの圧縮・梱包と記載し、事業の用に供する施設及び器材の種類及び数量の欄で③圧縮・梱包施設と記載）

注６　一般廃棄物の処理の用に供する一般廃棄物処理施設の概要、器材の種類、数量を記入してください。

（例：木くずの破砕施設として○○㈱製ウッドチッパーを２台中間処理として使用する場合）

概要（破砕処理施設）　器材の種類（○○㈱製ウッドチッパー）　数量（２台）

注７　一般廃棄物処理施設の設置場所及び処理能力を記入してください。

また、一日の稼働時間も記入して下さい。

注８　一般廃棄物の処理方法を記載して下さい。構造及び設備の概要につきましては、表記内容が多い場合は、”別添仕様書を参照”などの標記をして下さい。

注９　処分（中間処理）した後の一般廃棄物をどのように処理するかを記入してください。

　様式第８号（第１１条、第１２条関係）

**業務計画書（その４）**

４　処理施設

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 施設名 | 所在地 | 一日の処  理計画量（ｔ） | 年間の処理計画量（ｔ） |
| **［注１０］**  破砕処理施設 | **［注１１］**  大分市大字○○番地×× | **［注１２］**  木くず10t/日 | **［注１３］**  2000ｔ |
| 移動式  破砕処理施設 | 大分市大字○○番地×× | 紙くず4.8t/日 | 800ｔ |
| 圧縮・梱包施設 | 大分市○○町△△番××号 | 紙くず 3t/日 | 600ｔ |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

注１０　施設名を記入してください。

注１１　施設が置かれている所在地を入力してください。

注１２　一日の処理計画量をｔ（トン）単位で記入してください。

注１３　年間の処理計画量をｔ（トン）単位で記入してください。

**事業概略書**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 全体計画の概要 | 当社が自ら収集運搬したもの及び一般廃棄物収集運搬業者（事業系ごみ）が搬入した木くず・紙くずについて、木くずについては、当社の破砕処理施設において破砕を行い、処理後の木材チップについては堆肥の原料、合成ボード原料等として再資源化のため、○○会社へ売却いたします。  　紙くずについては、当社の圧縮・梱包施設において圧縮及び梱包を行い、処理後については再生紙資源として○○会社（株）へ売却いたします。  **［注１４］**  **［注１５］**  **［注１７］**  **［注１６］**  **［注１９］**  **［注１８］** | | | | |
| 処分する一般廃棄物の種類及び処分量等 | 一般廃棄物の種類 | 処分方法 | 処分量  (ｔ/月又㎥/月) | 備考 | |
| 性状 | 予定排出事業場の名称及び所在地 |
| 事業系ごみ  木くず | 破砕 | １６０ｔ／日 | 固形 | ○○木材（有）　○○支店 |
| 事業系ごみ  紙くず | 破砕 | ４８ｔ／日 | 固形 | ○○会社（株） |
| 事業系ごみ  紙くず | 圧縮・梱包 | ６４ｔ／日 | 固形 | ○○商事（株） |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

注１４　取り扱う一般廃棄物についての、

1. どこからどのような形で一般廃棄物の受入を行うのか
2. 受入れ後どのような形で処理を行うのか
3. 処理後はどのような形で処分するか

を明記してください。

注１５　一般廃棄物の種類をそれぞれ記入してください。

注１６　処分方法を記入してください。（例：破砕施設であれば破砕など）

注１７　毎月の処分量を記入してください。

注１８　性状を記入してください。（例：木くずであれば固形など）

注１９　予定排出事業場の名称及び所在地を記入してください。

　　　　排出事業場が複数ある場合は、それぞれ記入してください。

**環境保全計画書**

**申請者名称（株式会社○○商事）**

|  |  |
| --- | --- |
|  |  |
| **水質汚濁防止措置** | **処理する一般廃棄物は木くず及び紙くずで、搬入されたものは屋内の廃棄物の種類別に区分された保管施設で保管し、雨水等に触れない措置を講じています。又、一般廃棄物の中間処理工程において水をしようしないため、公共用水域、地下水の汚染に対する影響は軽微であると考えます。** |
| **大気汚染防止措置** | **当該破砕施設、圧縮・梱包施設による処理に伴う排ガスの発生はないため、大気への影響は軽微であると考えられます。** |
| **悪臭防止措置** | **処理する一般廃棄物（木くず・紙くず）は悪臭を放つものではありませんが、処理前の廃棄物については、日々の処理計画によって早期処理い心がけ、処理後の廃棄物についても、計画的かつ早期に搬出することとします。** |
| **騒音防止措置** | **木くずの破砕施設の設置場所については、直近学校まで３００ｍ以上離れております。**  **圧縮・梱包施設についても、同様に直近学校まで３００ｍ以上離れております。** |
| **振動防止措置** | **木くずの破砕施設の設置場所については、直近学校まで３００ｍ以上離れております。**  **圧縮・梱包施設についても、同様に直近学校まで３００ｍ以上離れております。** |

**注２０　どのような形で防止措置を施すかを、具体的に記入してください。**

**営業規定及び取扱料金表**

**申請者名称（株式会社○○商事）**

|  |  |
| --- | --- |
| **1．営業規定**  **［注２１］** | |
| **（１）処分するごみの種類**  **［注２２］** | **木くず**  **紙くず** |
| **（２）業務を行う時間** | **午前　８時３０分から**  **午後　５時３０分まで** |
| **［注２３］**  **（３）休業日** | **毎週日曜日** |
| **［注２４］**  **（４）営業区域** | **大分市内全域** |
| **（５）その他** |  |
| **2．取扱料金** | |
| **［注２５］**  **一般廃棄物の受入及び現地処分料金は、１トン単位を基準とします。**  **料金は、木くずは、１トン当たり○○○○円とします。**  **紙くずは、１トン当たり△△△△円とします。** | |

**注２１　処分する事業系ごみの種類を記入してください。（例：木くず、紙くず）**

**注２２　業務を行う時間を記入してください。**

**注２３　休業日を記入してください。**

**注２４　営業区域を記入してください。**

**注２５　取扱い料金を記入してください。１トン当たり又は１ｋｇ当たりの料金を記入してください。**

**従業員名簿**

申請者名称（株式会社○○商事）

［注２６］

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 職　名 | 氏　　　名 | 住　　　　　　　　所 | | 生年月日 | 経験年数 |
| 代表取締役 | 大分　太郎 | | 大分県大分市○○町△△番××号 | S21.11.12 | 21年 |
| 取締役 | 大分　花子 | | 大分県大分市○○町△△番××号 | S23.12.13 | 16年 |
| 運転手 | 豊後　次郎 | | 大分県大分市□□町×丁目○号 | S34.4.5 | 12年 |
| 作業員 | 豊後　三郎 | | 大分県大分市○町△番×号 | S45.1.12 | 9年 |
| 事務員 | 福岡　一郎 | | 大分県大分市○○町△△番××号 | S58.10.19 | 2年 |
|  |  | |  |  |  |
|  |  | |  |  |  |
|  |  | |  |  |  |
|  |  | |  |  |  |
|  |  | |  |  |  |
|  |  | |  |  |  |
|  |  | |  |  |  |
|  |  | |  |  |  |
|  |  | |  |  |  |

**注２６　職名を記入してください。法人の場合は、事業主及び役員も記入してください。**

**申　　告　　書**

　 申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第７条第５項第４号イからルまでの規定のいずれにも該当しない者であることを申告します。

　　　令和　　　年　　　月　　　日

大分市長　○○　△△△　殿

　　　　　　　　　　　　　申告者　住　所　　大分県大分市△△町○丁目◇番□号

氏　名　株式会社○○商事

代表取締役　大分　太郎

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　法人の場合は、主たる事務所の

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所在地、名称及び代表者氏名

様式第９号（その１）（第１１条、第１２条関係）

誓　　約　　書

　私は、大分市から一般廃棄物収集運搬（処分）業者として許可された

場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律並びに大分市廃棄物の減

量及び適正処理等に関する条例等関係法令を遵守するとともに、市の行

政指導に従って市民の要望にこたえサービスの向上に努力することを誓

約いたします。

　　　令和○○年　□□月　△△日

　大分市長　　○○　△△△　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所　大分県大分市△△町○丁目◇番□号

　　　　　　　　　　氏　名 株式会社○○商事

代表取締役　大分　太郎

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　法人の場合は、主たる事務所の

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所在地、名称及び代表者氏名

様式第１号（第５条関係）

**保管施設に関する調書**

　　　　　申請者名称（株式会社○○商事）

１　保管施設設置場所　［注２７］

　　　　　　　　　　　　大分市大字○○△△△△番×・・・・・・①

　　　　　　　　　　　　大分市大字○○△△△△番□・・・・・・②

２　土地所有者住所・氏名　［注２８］

1. の土地　大分県大分市△△町○丁目◇番□号

　　　　　　　　　　　　株式会社○○商事

1. の土地　由布市□□町○番×号

大分　三郎

３　施設所有者　［注２９］大分県大分市△△町○丁目◇番□号

　　　　　　　　　　　　株式会社○○商事

４　施設の概要

1. 木くず　　　　　　　面積　　　　　**××**㎡　　　　壁材の材質　コンクリート

　　　　容量　　　　**○**㎥　　　　床の材質　　コンクリート

　　　　高さ　　**□**　ｍ　　　**〔注３０〕**

1. 紙くず　　　　　　　面積　　　　　**□□**㎡　　　壁材の材質　鉄製（ボックス）

　　　　容量　　　　**○**㎥　　　床の材質　　鉄製（ボックス）

　　　　高さ　　**□**　ｍ

５　保管をする廃棄物の種類

1. 木くず
2. 紙くず

６　廃棄物の飛散、流出、地下浸透を防止する措置（排水の流れも記載すること）

保管する廃棄物については、全て建屋内での保管を行い、雨水等に漏れない措置を行い、廃棄物の飛散、流出、地下浸透の防止に努めます。

７　悪臭が発散しないよう講じる措置

悪臭が発散するような廃棄物の保管は行いませんが、長期にわたる保管とならないように管理します。

８　ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないよう講じる措置

ねずみ、蚊、はえ、その他の害虫が発生していないか、施設内を巡回し、定期的に殺虫剤の散布を行います。

ただし、周辺の環境に配慮し、薬剤の散布は必要最小限度とします。

９　保管施設の立体図(品目ごとに記入)

1. 木くず

**高さ　３ｍ**

**縦　６ｍ**

**横　６ｍ**

1. 紙くず

高さ　○ｍ

縦　○ｍ

横　○ｍ

**〔注２７〕保管施設が複数ある場合、それぞれの設置場所を①、②・・と番号分けして標記して下さい。**

**〔注２８〕 保管施設が複数ある場合、それぞれの設置場所の土地の所有者を標記して下さい。設置場所における土地の所有者が同一である場合、まとめて標記して下さい。**

**〔注２９〕保管施設が複数ある場合、それぞれの施設所有者を標記して下さい。**

**複数の保管施設の所有者が同一の所有者である場合、まとめて標記して下さい。**

**〔注３０〕最大高さについては、廃棄物の最大高さを標記して下さい。ただし、ヤードなどの屋外保管を行う場合は、保管基準を遵守するようにしてください。**

　　　　（例：囲いを設けており、囲いの両方が廃棄物に接していない場合：高さ（Hm）に対して地盤面（Lｍ）が２倍以上であること。（５０％以上勾配））

**立面図**

**H(m)**

**L(m)**

**L(m)**

　例：ヤードの屋外保管を行う予定であり、廃棄物の最大高さは３ｍ（Hm）で保管したい。→地盤面の長さは廃棄物の最大高さの２倍以上必要であることから、３ｍ×２＝６ｍ以上必要となる。したがって、６ｍ×２＝１２ｍ四方以上のヤードが必要となります。

**平面図**

**（上から）**

**2L(m)**

**(12m)**

**H(m)**

**(3ｍ)**

**L(m)**

**(6m)**

**L(m)**

**(6m)**

**資金計画書**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 内　　　　訳 | | 金　　　　　　　　　　　額（千円） |
| 事業の開始に要する資金の総額 | 土地 |  |
| 事務所 | ×××千円 |
| 保管施設 |  |
| 処理施設 | ○○○万円 |
| 収集運搬車両 | 既存の車両を使用するため、特に資金を必要としない。 |
| 計 | □□□千円 |
| 調　達　方　法 | 自己資金 | □□□千円 |
| 借入金 |  |
| （借入先名） |  |
|  |  |
|  |  |
| その他 |  |
| 増資 |  |
|  |  |
|  |  |
| ※内訳欄の事項については、事業計画に応じて適宜変更してください。 | | |

**その他注意事項につきまして**

**別途　様式「処分業許可申請提出書類一覧表」を載せておりますので、提出書類に不備のないようご確認下さい。**

１　住民票

発行されてから３か月以内のものを提出下さい。

原則、原本を提出頂きますが、原本をご持参頂き、原本照合が確認できれば、原本の写しでも結構です。お住まいの市町村の市民課で申請・取得して下さい。

２　登記されていないことの証明書

発行されてから３か月以内のものを提出下さい。

原則、原本を提出頂きますが、原本をご持参頂き、原本照合が確認できれば、原本の写しでも結構です。法務局にて申請・取得してください。

３　定款または寄付行為

処分業の新規許可申請時に定款の写しが必要となります。なお、更新時につきましては、内容に変更等なければ提出の必要はありません。

定款の内容につきましては、申請日の記述、相違ない旨と代表取締役の名前及び代表取締役印が必要となります。

（例）

平成○○年△△月××日

当会社の定款に相違ありません。

豊後商事　株式会社

代表取締役　豊後　太郎　印

個人の方が事業主の場合は必要ありません。

４　登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

発行されてから３か月以内のものをご提出ください。

また、「役員に関する事項」につきましては、現在の役員の方の履歴だけてなく、今迄の退任・新任の履歴が全て確認できる形のものの提出をお願いします。

個人の方が事業主の場合は必要ありません。法務局にて申請・取得してください。

５　履歴書

履歴書の様式等は決まっておりませんが、３か月以内に撮影された役員の方の顔写真（カラー）を添付下さい。更新時において、役員等の変更がない場合は、提出の必要はありません。

６　市税完納証明書

発行されてから３か月以内のものをご提出ください。税制課にて申請・取得してください。

７　所得証明書

個人の方が事業主の場合に限ります。

発行されてから３か月以内のものをご提出ください。

税制課にて取得して下さい。

８　納税証明書

法人の方が事業主の場合に限ります。

発行されてから３か月以内のものをご提出ください。

税務署にて取得してください。

※９～１２は動植物性残さを扱う場合に限られます。

９　排出事業者との契約が確認できるもの

排出事業者と申請者である処分業者との契約が確認できる処理委託契約書等の書類が

必要です。

また、契約の期間に許可の期間が含まれていることを確認してください。

１０　収集運搬業者との契約が確認できるもの

収集運搬業者と排出事業者、収集運搬業者と申請者である処分業者との契約が確認できる処理委託契約書等の書類が必要です。

但し、申請者が一般廃棄物（事業系ごみ）収集運搬業の許可を有している場合は、排出事業者と収集運搬及び処分の契約書の写し及び一般廃棄物（事業系ごみ）収集運搬業の許可証の写しをご提出ください。

また、契約の期間に許可の期間が含まれていることを確認してください。

１１　許可証の写し

申請者自身が一般廃棄物収集運搬業の許可を持っており、かつ、排出事業者と収集運搬業の契約を行う際に、添付が必要です。

食品リサイクル法第１９条の大臣認定を受けている場合は、再生利用事業登録証明書等の写しを添付してください。

排出事業者が他の一般廃棄物収集運搬業許可業者と契約し、一般廃棄物の処分だけを契約して行う場合は、一般廃棄物（事業系ごみ）収集運搬業の写しは必要ありません。

１２　再資源化品使用者との契約が確認できるもの

申請者と購入者が物品売買契約を交わした物品売買契約書等の写しを提出して下さい。

また、契約の期間に許可の期間が含まれていることを確認してください。

１３　配置図

処理施設がこの事業場のどこにあり、保管場所がどこにあるかをわかりやすく全体の平面図に図示したものを提出してください。

１４　立面図、平面図、断面図、構造図

処理施設のカタログ等で記載されているもので可能です。

１５　設計計算書

処理施設の処理能力の根拠がわかるものを提出してください。

１６　施設設置許可証

５ｔ／日以上の一般廃棄物処理施設については、一般廃棄物処理施設設置許可証の写しを添付してください。

５ｔ／日未満の一般廃棄物処理施設については、基準適合通知の写しを添付してください。

特例（産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出書）の届出を行い、受理されている場合は、受理書の写しを添付してください。

１７　許可証上の標記について

許可証の標記については、

法人の場合

・住所：「履歴事項全部証明書」に記載されている「本店」が許可証の住所になります。

・氏名：「履歴事項全部証明書」に記載されている「商号」及び「役員に関する事項」を

　　　　 確認し、許可証の氏名として標記します。（代表取締役が複数登記されている場合は、申請書の役員を標記します。）

個人の場合

・住所：「住民票」に記載されている「住所」が許可証の住所になります。

・氏名：「住民票」に記載されている「氏名」が許可証の氏名になります。

(例：○○産業　豊後太郎という屋号がある場合でも、住民票に記載されている「氏名」が

豊後太郎であれば、その標記となり、○○産業は標記されません。）

・一般廃棄物処分業許可申請につきましては、許可証を交付する際に手数料（１００００円）を納めていただきます。